

令和7年

第21回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和7年11月27日(木)

伊勢原市農業委員会

第21回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年11月27日(木) 午前10時35分から11時41分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所3階 3B会議室
- 3 委員在任定数 9名
 - 1 梶 政博
 - 2 重田 千秋
 - 3 古屋 幸男
 - 4 今井 恵美子
 - 6 田中 真紀子
 - 7 麻生 伸一
 - 8 越水 一雄
 - 9 大木 克美
 - 10 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 8名(その他、農地利用最適化推進委員11名出席)
- 5 欠席委員 鈴木 雅之
- 6 署名委員 田中 真紀子
麻生 伸一
- 7 議長 大木 克美
- 8 事務局職員出席者 田中 則行
田伏 弘之
加藤 朝規
山田 直哉
岸 好夫
- 9 傍聴者 なし
- 10 審議事項
 - (1) 報告
 - 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 - 第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 第6号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について
 - (2) 議案
 - 第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 第4号 農地法第5条第1項目的の適用を受ける買受適格証明願に係る適格者の証明について
 - 第5号 非農地証明交付申請の承認について
 - 第6号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について

11 審議内容 (開会 午前10時35分)

[事務局] 在任定数9名、出席委員8名により定足数に達していることを報告します。

なお、会長が欠席ですので、本日の総会は、農業委員会等に関する法律第5条第5項により、会長職務を代理するものとして、伊勢原市農業委員会規程により、会長職務代理に議事進行をお願いします。

[議長] 只今より第21回伊勢原市農業委員会総会を開催します。

本日の審議事項は、報告6件、議案6件の計12件となっております。

[議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。報告第1号のとおり、伊勢原地区で1件、高部屋地区で4件、比々多地区で2件、大田地区で1件の計8件の届出を受理しました。

なお、第三者への斡旋については、希望はありませんでした。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。

報告第2号のとおり、高部屋地区で2件の計2件について、専決処分により届出を受理しましたので報告します。

なお、報告第2号の1は、駐車場として転用され、報告第2号の2は、一般個人住宅として転用されるものです。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。

報告第3号のとおり、成瀬地区で1件の計1件について、専決処分により届出を受理しましたので報告します。

なお、報告第3号の1は、住宅敷地を目的として転用されたものです。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

- [議長] 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農地の賃貸借を貸し手・借り手の合意により解約した場合は、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約した旨の通知を農業委員会に行うこととされています。
- 報告第4号のとおり、比々多地区1件の計1件について、受理しましたので報告します。
- なお、解約事由は、農地法第5条第1項の規定による転用に伴うものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。
- 報告第5号のとおり、伊勢原地区で3件、比々多地区で1件、計4件の証明願いがありました。
- 報告第5号の1について、対象農地は串橋字清水に1筆、笠窪字中瀬に7筆、同字町田に1筆、同字市ノ坪に1筆、同字大下に3筆、合計で13筆、9,073平方メートルです。
- 10月29日に事務局で現地調査を行い、果樹の作付け、水田の耕耘管理を確認しています。
- 11月7日付けで専決処分により証明書を発行しました。
- 報告第5号の2について、対象農地は板戸字関台に6筆、計6筆2,464平方メートルです。
- 11月12日に事務局で現地調査を行い、普通畑の耕耘管理を確認しています。
- 11月19日付けで専決処分により証明書を発行しました。
- 報告第5号の3について、対象農地は岡崎字天神下に3筆、計3筆605平方メートルです。
- 11月12日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付けを確認しています。
- 11月13日付けで専決処分により証明書を発行しました。
- 報告第5号の4について、対象農地は池端字久保に2筆、同字西池田に1筆、同字五反地に4筆、同字砂田に1筆、沼目字澤尻に4筆、沼目1丁目に3筆、合計15筆、7,865平方メートルです。
- 11月12日に事務局で現地調査を行い、水田の耕耘管理、露地野菜の作付けを確認しています。

- [議長] 11月13日付けで専決処分により証明書を発行しました。
何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第6号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] この証明は、相続税納税猶予の特例の適用を受けている者で、対象農地のうち特定貸付けを行っている農地に対する3年ごとの証明です。
報告第6号のとおり、比々多地区で2件、計2件の証明願がありました。
報告第6号の1について、対象農地は串橋字清水に1筆、笠窪字中瀬に7筆、合計で8筆6,076平方メートルです。
11月7日に事務局で現地調査を行い、水田の耕耘管理を確認しました。
11月7日付けで専決処分により証明書を発行しました。
報告第6号の2について、対象農地は笠窪字町田に1筆、同字大下に3筆、合計4筆、1,467平方メートルです。
11月7日に事務局で現地調査を行い、水田の耕耘管理を確認しました。
- [議長] 11月7日付けで専決処分により証明書を発行しました。
何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
無いようですので、議案に移ります。
- [議長] 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 租税特別措置法において「農業を営んでいた被相続人から農地を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合または特定貸付けを行う場合には、相続人が農業の継続または特定貸付けを行っている場合に限り、相続税等の納税猶予がされる」と規定されています。
この適用を受けるためには、相続人は農業委員会より「相続人が相続税の申告期限まで農業経営を開始し、その後引き続き農業経営を行うと認められる者に該当すること」の証明を受け、税務署に提出する必要があります。
議案第1号のとおり、比々多地区で1件の証明願がありました。
議案第1号の1について、申請人は被相続人の孫で、特例農地の対象地は、笠窪字町田に8筆、同字市ノ坪に5筆、同字大下に6筆、合計9筆、10,243平方メートルです。

被相続人は、亡くなる直前まで農業経営を営んでおり、対象地を農業の用に供されておりました。

また、被相続人の死亡後より相続人による農業経営を開始されており、将来にわたって適正な農業経営を継続していく意思が示されております。

10月31日に相続人立会のもと、地区担当委員及び事務局で現地調査を行い、農機具の保有・水稲栽培の状況を確認しており、直近3年間の遊休農地指導がなかったことから、被相続人が生前において適正に耕作されていたことを確認しています。

相続人により今後について、自家消費にて農業経営を行っていくとのことです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員
(比々多地区)] 相続人はお若い方で、現在は耕作準備の状況であるが、今後の努力頂き、農業経営を継続して頂きたいと思っております。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「適格者として証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の1については「適格者として証明する」こととします。

[議長] 議案第2号 農地法第3条の規定により許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。議案第2号のとおり、高部屋地区で2件、大田地区で1件、計3件の申請がありました。

議案第2号の1について、申請地は日向の洗水で2筆、下藤野で3筆、横道で1筆、馬場で1筆の計7筆、合計面積は3、264平方メートルです。

対象農地は、被相続人の相続財産であり相続人全員が相続放棄したため、相続財産清算人の管理となっています。譲受人は、規模拡大を検討しています。

今回、家庭裁判所の審判により相続財産清算人が当該農地を譲受人へ売却することの許可を得たことから、申請に至りました。

譲受人は、今回の申請地を合わせて、田18アールで稲作、畑34アールで米や露地野菜、果樹、ぎんなん等を栽培し、農業経営しております。

11月21日に地区担当委員及び事務局で現地調査を行いました。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、所有等する経営農地は効率よく利用されており、また、トラクター、耕運機、田植機などの栽培に必要な機械の所有を確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。関係法令の遵守状況についても、違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験も10年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるということです。

議案第2号の2について、申請地は上粕屋字咳止橋の2筆、面積は185平方メートルです。

譲受人は3者であることから、3者による共有名義となります。また、譲渡人と譲受人とのうち1人は、兄弟となります。

申請地は譲受人の自宅敷地内に有る農地であり、譲受人は、長期にわたって露地野菜等の栽培を行っています。

こちらの案件は、10月22日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行いました。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、草刈り機、鍬などの栽培に必要な機械等を所有しており、また、申請地の状況からも、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人3名合わせて農作業に常時従事することとしており、農業経験も30年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるということです。

議案第2号の3について、申請地は小稲葉字三之樋の1筆、面積は264平方メートルです。

譲渡人、譲受人は、同一世帯内の親子となります。

譲受人は、現在、田99アールで稲作、畑52アールで露地野菜等を栽培し、農地を経営しております。

11月21日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行いました。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、田植機、コンバインなどの栽培に必要な機械があることを確認しており、所有等する農地の状況からも、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験も30年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

大山・高部屋地区。

[地区担当委員]
(大山・高部屋地区) 譲受人は、現在、農地を借り受けて耕作しており、稲作においては無農薬栽培で一生懸命取り組んでいられる。

コンバイン3台、トラクター2台、田植え機や乾燥機も所有されている。特に問題ないと思われる。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議長] 議案第2の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

大山・高部屋地区。

- [地区担当委員]
(大山・高部屋地区) 譲受人の自宅は分家住宅として立地したようです。申請地は狭小ですが大根や白菜が栽培されており、きれいに管理されていました。
農機具の所有については、鍬1本で足りるものであり、特に問題ないと思います。
- [議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。
議案第2号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の2について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可する」こととします。
- [議長] 議案第2の3について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
大田地区。
- [地区担当委員]
(大田地区) 11月21日に事務局と、22日に地区担当委員4名で現地確認しました。事務局の説明のとおり、今回は親から子への所有権移転であり、現在において申請地の耕作も実際には譲受人がされている状況にあり、問題ないものと思います。
- [議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。
議案第2号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の3について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可する」こととします。
- [議長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求められます。議案第3号のとおり、2件の申請がありました。
議案第3号の1について、申請地は三ノ宮字上竹之内の1筆の一部、面積は1,876平方メートルのうちの257.93平方メートルで、北と南は譲渡人の畑、西側は県道大山バイパス、東は水路を挟んで譲受人

の畑です。

譲受人は家族の協力で農業をしていますが、畑まで行く道が狭小で不便なため、隣地土地所有者に相談した所、県道までの専用通路の整備について承諾が得られたので転用申請となりました。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地は砕石敷、地先境界ブロックで雨止めします。法面は安定勾配とし、南北に分断されてしまう農地所有者のために勾配を調整して行き来ができるようにしています。通路勾配は18.1パーセントとなりますが、農耕車の通行は可能です。

また、周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切と判断されます。

議案第3号の2について、申請地は、下谷字筒川の1筆の一部、面積1,877平方メートルのうち254.05平方メートルをボーリング調査のために農地を一時使用します。権利関係は、使用貸借です。

譲受人は、神奈川県から大田地区揚水機場地質調査業務委託を受けた会社です。

地質調査の機材を農地に運び込み2箇所調査します。調査終了後は農地に復元し土地所有者に戻します。

申請地の立地基準は「農振農用地」ですが、必要な調査のため、他の土地に代替性もないことから一時転用の申請に至りました。

一般基準及び個別基準について周辺農地への影響も少なく資金計画も適切と判断されます。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

比々多地区。

[地区担当委員]
(比々多地区) 11月12日に代理人立会いの下、現地確認を行いました。その際に資料により詳細な説明を受けました。11月23日に地区担当委員全員で現地確認しました。事務局の説明のとおり譲受人は袋路となっている農地であり、今回、転用により通路を作ることにより有効活用されるものであり、問題ないものと考えます。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議 長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。

- [議 長] 議案第3号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- 大田地区。
- [地区担当委員]
(大田地区) 11月22日に地区担当委員全員で現地確認しました。
- 県事業による一時転用であり、稲作の時期を外しての調査であり、特に問題ないと思います。
- [議 長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の2について、何か質問、意見がございましたらお願いします。
- [議 長] 【 質疑なし 】
- 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
- 議案第3号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長] 【 挙手全員 】
- 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。
- [議 長] 議案第4号、農地法第5条第1項、目的の適用を受ける、買受適格証明願に係る適格者の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] この証明は、農地の競売・公売について入札・買受けを希望する際に、添付書類として提出します。農地の入札に参加できるのは、この買受適格者証明を有している者に限られます。
- 農業委員会は、証明願の提出があった場合、通常農地転用と同様の調査を行い、出願者がその土地を取得し転用されても周辺農地に問題なく適正であるかを検討し県知事に対し意見書として提出します。県は意見書を元に審査し証明書を発行します。
- 入札後、落札者は、正式に転用許可申請書を提出、通常どおりの転用手続きが必要となります。
- 議案第4号のとおり、1件の申請がありました。
- 議案第4号の1について、申請地は善波字下改戸の1筆で、面積は1,429平方メートルです。西と東は宅地、北と南は道路となっています。
- 出願者の横浜市の法人であり、海水魚養殖をする土地として、地形条件に適していたため証明願の提出となりました。
- 現在この場所は女竹で覆われた荒廃農地であるため、伐採整地から始めます。養魚施設としては、11メートル四方で高さ1メートルの水槽を4基、断熱材とコンパネ・防水シート・木杭にて設備します。
- 魚種については、生育環境（水温・水質）が同じ魚種の中から最適な魚を選択し養殖事業を軌道に乗せる計画です。
- 法面は安定勾配に整地します。雨水は雨水マスを設置します。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がり
は10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されま
す。

計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断
されます。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1につきまして、地区担
当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

比々多地区

[地区担当委員]
(比々多地区) 11月23日に地区担当委員で現地確認しました。申請地は長年に渡
り農地パトロール調査にて、遊休農地であることを指摘してきた農地で
す。そうした中、荒廃農地の解消に期待するものとして、証明すること
に特段の問題はないかと考えます。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入り
ます。議案第4号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお
願いいたします。

[議 長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第4号の1について、「原案のとおり証明相当とする」ことに賛
成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり証明
相当とする」ことといたします。

[議 長] 議案第5号 非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明を
お願いします。

[事 務 局] 議案第5号のとおり、1件の証明願がありました。

議案第5号の1について、申請地は上粕屋字鳥居崎の1筆、面積は
261平方メートルです。

経過につきましては、鶏舎が3棟あり昭和45年には養鶏業を廃業し
て昭和60年頃にこの鶏舎を取り壊しました。平成6年に開発許可を受
けて住宅を建設し現在に至ります。

経過を証明する資料としては、平成7年の建築基準法の検査済証と建
物登記全部事項証明書です。

申請地は特に周辺農地に支障は少なく、農地に復元することが著しく
困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないた
め、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がり
は10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されま
す。

[議長] 事務局からの説明が終わりました。
議案第5号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたら
お願いします。

大山・高部屋地区。

[地区担当委員]
(大山・高部屋地区) 11月24日に地区担当委員にて現地確認しました。過去、鶏舎が立
地していた農地のままであり、居宅が建築許可が下りたことに疑問を感
じるものの、長きにわたり周辺農地に影響がないことから問題なしと考
えます。

[議長] 事務局、補足説明できますか。

[事務局] この建物は開発許可及び建築確認により既存宅地として建築がされて
おります。

本来は、農地転用許可が必要な案件であったものです。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入
ります。議案第5号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお
願いいたします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第5号の1について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委
員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第5号の1については、「原案のとおり証明
する」ことといたします。

[議長] 議案第6号、農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認に
ついて、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管
理事業の実施により、賃借権の設定等を行おうとするときは、農地中間
管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、県農業会
議が農用地利用集積等促進計画を定め、神奈川県知事の許可を受ける必
要があります。

このことから、同法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用
の効率化及び高度化の促進を図る観点から、地域農業の実態を把握して
いる農業委員会が県農業会議に対し当計画を定めるよう要請することが
できるものです。

今回、農業委員会に申し出のあった6件の貸借について、農用地利用
集積等促進計画の作成に関する要請について御審議をお願いします。

議案第6号高-1は、地域計画区域内の農地1筆を貸借するもので、
権利の設定を受ける者は、約78.7アールの規模を耕作している農業

者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

議案第6号高一2は、地域計画区域内の農地2筆を貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約78.7アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

議案第6号成一3は、地域計画区域内の農地1筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約72.3アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

議案第6号比一1は、地域計画区域内の農地6筆、地域計画区外の農地9筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、伊勢原市に新たに就農する農地所有適格法人以外の法人であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

議案第6号成一1は、地域計画区域外の農地1筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約33.7アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

議案第6号大田一1は、地域計画区域内の農地6筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約118.6アールの規模を耕作している認定農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

なお、議案第6号すべてにおいて、伊勢原市長から「地域計画の達成に資する」ことの回答を得ています。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

議案第6号の高部屋地区の1から大田地区の1までについて、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第6号の高部屋区の1から3について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第6号の高部屋区の1から3について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] 議案第6号の比々多地区の1について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第6号の比々多地区の1について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] 議案第6号の成瀬地区の1について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第6号の成瀬地区の1について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] 議案第6号の大田地区の1について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第6号の大田地区の1について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] すべての審議が終わりました。

以上を持ちまして、第21回伊勢原市農業委員会 総会を閉会といたします。

【 午前11時41分 終了 】